

西播磨西部（千種川流域圏）地域総合治水推進計画 新旧対照表

旧	新（令和3年3月）
<p>西播磨西部（千種川流域圏）地域総合治水推進計画</p> <p>平成25年3月 (平成30年3月一部改定)</p> <p>兵 庫 県</p>	<p>西播磨西部（千種川流域圏）地域総合治水推進計画</p> <p>平成25年3月 (平成30年3月一部改定) (令和3年3月河川対策アクションプランを追記)</p> <p>兵 庫 県</p>

旧	新（令和3年3月）
<p>はじめに</p> <p>【改定の趣旨】</p> <p>兵庫県は、総合治水条例（平成24年4月1日施行）に基づき、局地的豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制する「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減する「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取組むことにしています。</p> <p>西播磨西部(千種川流域圏)においても、地域住民、学識者、関係市町等で構成される「西播磨西部(千種川流域圏)地域総合治水推進協議会（以下、「推進協議会」という。）」で本推進計画（平成25年3月策定）を策定し、総合治水の取組みを計画的かつ着実に推進しているところです。</p> <p>今回、条例施行から5年目を迎えたことから、各取組みの進捗状況、効果検証、地域のニーズを踏まえるとともに、国土交通省から示された「水防災意識社会再構築ビジョン」や水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえるため、本推進計画の一部を改定しました。</p>	<p>はじめに</p> <p>【改定の趣旨】</p> <p>兵庫県は、総合治水条例（平成24年4月1日施行）に基づき、局地的豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制する「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減する「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取組むことにしています。</p> <p>西播磨西部(千種川流域圏)においても、地域住民、学識者、関係市町等で構成される「西播磨西部(千種川流域圏)地域総合治水推進協議会（以下、「推進協議会」という。）」で本推進計画（平成25年3月策定）を策定し、総合治水の取組みを計画的かつ着実に推進しているところです。</p> <p>今回、中期的（概ね10年後）な事業計画の明確化を図るため、河川対策アクションプログラムを策定（令和3年3月）したことから、本推進計画の一部を改定しました。</p>

旧

新（令和3年3月）

I-3. 河川下水道の整備状況と課題

(1) 河川の整備状況

I) 流下能力向上対策

① 千種川流域

千種川は、昭和49年災害や昭和51年災害等の度重なる災害を契機として、災害関連事業や災害復旧助成事業等により復旧を図るとともに、昭和52年からは播磨高潮対策事業や中小河川改修事業等により改修を進めている。

また、平成16年9月災害を契機として、上郡町域で床上浸水対策特別緊急事業、平成21年台風第9号による記録的豪雨で甚大な被害を受けた上流部において、緊急河道対策として河川災害復旧助成事業を始めとする各種事業を推進した。

表1-4 主な河川改修事業（千種川）

事業名	期間	区間	延長
千種川災害復旧助成事業	S51～S55	新赤穂大橋～富原地区	12.6km
播磨高潮対策事業	S52～	河口～新赤穂大橋	1.9km
広域河川改修事業	S54～	新赤穂大橋～上郡町竹方	17.5km
千種川災害関連事業	S49～S51	佐用町米田	1.1km
江川川災害復旧助成事業	S51～S55	佐用町佐用～大畠	13.3km
床上浸水対策特別緊急事業	H18～H24	上郡町竹方～大枝新	3.2km
緊急 河道 対策	H21～ 河川災害復旧助成事業 (千種川、佐用川、庵川、大日山川) 河川災害関連事業 (大日山川、幕山川、江川川)	佐用町佐用、久崎、平福、 上月（ほか） 佐用町西大畠、本郷、 東中山	38.6km 5.9km
	H21～ 河川災害復旧等関連緊急事業 (千種川)	上郡町大枝新～久崎	10.0km

② 加里屋川流域

加里屋川は、上流部は千種川の氾濫原、下流部は赤穂デルタ（千種川三角州）と埋立地で構成されている。

治水事業は、昭和44年度より播磨高潮対策事業として、加里屋川排水機場の整備と河口から河川改修を実施している。

また、昭和51年9月の台風第17号による災害を契機として、激甚災害対策特別緊急事業により、市街地上流に千種川に直接放流する千種川放水路と排水機場を整備した。



写真1-9 加里屋川

I-3. 河川下水道の整備状況と課題

(1) 河川の整備状況

I) 流下能力向上対策

① 千種川流域

千種川は、昭和49年災害や昭和51年災害等の度重なる災害を契機として、災害関連事業や災害復旧助成事業等により復旧を図るとともに、昭和52年からは播磨高潮対策事業や中小河川改修事業等により改修を進めている。

また、平成16年9月災害を契機として、上郡町域で床上浸水対策特別緊急事業、平成21年台風第9号による記録的豪雨で甚大な被害を受けた上流部において、緊急河道対策として河川災害復旧助成事業を始めとする各種事業を推進した。

表1-4 主な河川改修事業（千種川）

事業名	期間	区間	延長
千種川災害復旧助成事業	S51～S55	新赤穂大橋～富原地区	12.6km
播磨高潮対策事業	S52～	河口～新赤穂大橋	1.9km
広域河川改修事業	S54～	新赤穂大橋～上郡町竹方	17.5km
千種川災害関連事業	S49～S51	佐用町米田	1.1km
江川川災害復旧助成事業	S51～S55	佐用町佐用～大畠	13.3km
床上浸水対策特別緊急事業	H18～H24	上郡町竹方～大枝新	3.2km
緊急 河道 対策	H21～ 河川災害復旧助成事業 (千種川、佐用川、庵川、大日山川) 河川災害関連事業 (大日山川、幕山川、江川川)	佐用町佐用、久崎、平福、 上月（ほか） 佐用町西大畠、本郷、 東中山	38.6km 5.9km
	H21～ 河川災害復旧等関連緊急事業 (千種川)	上郡町大枝新～久崎	10.0km

② 加里屋川流域

加里屋川は、上流部は千種川の氾濫原、下流部は赤穂デルタ（千種川三角州）と埋立地で構成されている。

治水事業は、昭和44年度より播磨高潮対策事業として、加里屋川排水機場の整備と河口から河川改修を実施している。

また、昭和51年9月の台風第17号による災害を契機として、激甚災害対策特別緊急事業により、市街地上流に千種川に直接放流する千種川放水路と排水機場を整備した。



写真1-9 加里屋川

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1 全般

県、市町、県民は連携して、河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進する。また、水防災意識社会再構築ビジョンや水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組みについても推進する。

- 県の責務：総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
- 市町の責務：地域の特性を活かした施策の策定・実施
- 県民の責務：雨水の流出抑制と浸水発生への備え
行政が実施する総合治水に関する施策への協力

3-2 河川下水道対策

(1) 河川対策

県は、千種川と、その支川において、洪水を安全に流下させる河川の改修やダムによる洪水調節、堆積土砂の撤去などを適切に行う。さらに、治水安全度の低い箇所において、過去の浸水被害や上下流の治水バランスに配慮して、局所的な改修を行う。

市町は、準用河川、普通河川の改修や適切な維持管理を行う。

(2) 下水道対策

市町は、各下水道計画に基づき、年超過確率1/5～1/7程度の規模の降雨に対して浸水を発生させないよう、計画的な整備や適切な維持管理を行う。



図3-1 河川下水道対策の体系

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1 全般

県、市町、県民は連携して、河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進する。また、水防災意識社会再構築ビジョンや水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組みについても推進する。特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「河川対策アクションプログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮・津波対策、インフラメンテナンス等についても各分野別計画等に基づき実施する。

- 県の責務：総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
- 市町の責務：地域の特性を活かした施策の策定・実施
- 県民の責務：雨水の流出抑制と浸水発生への備え
行政が実施する総合治水に関する施策への協力

3-2 河川下水道対策

(1) 河川対策

県は、千種川と、その支川において、洪水を安全に流下させる河川の改修やダムによる洪水調節、堆積土砂の撤去などを適切に行う。さらに、治水安全度の低い箇所において、過去の浸水被害や上下流の治水バランスに配慮して、局所的な改修を行う。

市町は、準用河川、普通河川の改修や適切な維持管理を行う。

(2) 下水道対策

市町は、各下水道計画に基づき、年超過確率1/5～1/7程度の規模の降雨に対して浸水を発生させないよう、計画的な整備や適切な維持管理を行う。



図3-1 河川下水道対策の体系

旧

新（令和3年3月）

3) 中上流部における緊急的な取組み

県は、家屋等への浸水被害が発生している箇所において、治水安全度を緊急的に向上させるため、上下流バランスに配慮しながら、局所的な整備を実施する。

表 4-5 中上流部における緊急的な取組箇所

河川名	事業箇所	延長(m)	整備内容	備考
千種川	宍粟市千種町千種	110	護岸工、護岸嵩上げ	

※整備延長や内容は、今後の精査により変更する場合有
※取組箇所は、今後の調査結果に基づき、適宜追加



図を削除。

4-2 下水道の整備及び維持以降は変更がないのでページを詰める。

3) 中上流部における緊急的な取組み

県は、家屋等への浸水被害が発生している箇所において、治水安全度を緊急的に向上させるため、上下流バランスに配慮しながら、局所的な整備を実施する。

4-2 下水道の整備及び維持管理

計画地域には、相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、播磨高原広域事務組合等の公共下水道・特定環境保全公共下水道が整備されている。市町は、下水道計画に基づき、引き続き整備を推進するとともに、管きょやポンプ施設について、適切に維持管理を行う。

表 4-6 基本の方針

市町	整備目標
相生市	・年超過確率1/7の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に整備
赤穂市	・年超過確率1/5の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に整備
上郡町	・年超過確率1/7の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に整備
佐用町	・年超過確率1/5~1/7の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に整備
播磨高原広域事務組合	・年超過確率1/7の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に整備

表 4-7 公共・特環下水道事業の概要

市町等	下水道の種別	計画降雨	雨水排水区域面積	完了予定年度
相生市	公共下水道	45mm/hr	681ha	H32 年度
赤穂市	公共下水道 特定環境保全公共下水道	41.6mm/hr	1,189ha	H31 年度
上郡町	公共下水道	45mm/hr	296ha	H34 年度
佐用町	特定環境保全公共下水道	48~50mm/hr	82ha	H31 年度
播磨高原広域事務組合	公共下水道	43mm/hr	741ha	H14 年度完了済

出典：下水道統計、各市町等公共・特環下水道事業計画

旧

新（令和3年3月）

6. 減災対策

6-1 漫水が想定される区域の対策

(1) 漫水想定区域図の作成

県は、管理する全ての河川の計画規模降雨における漫水想定区域図を作成しており、河川整備基本方針の見直しや洪水調節施設の整備、土地利用の大規模な変更等により必要と認められる場合は適宜見直すこととする。

また、県は、管理する全ての河川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図も作成する。なお、県は、漫水想定区域図を「地域の風水害対策情報（CGハザードマップ）」に掲載し、県民に周知する。



図 6-1 地域の風水害対策情報（CG ハザードマップ）

※CG ハザードマップ：県民の防災意識の向上を図り、災害時により的確に行動できることを目的として、風水害（洪水、土砂災害、津波、高潮）の危険度（浸水エリア、危険箇所、浸水実績等）や避難に必要な情報等を表示。<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

表 6-1 取組一覧（漫水想定区域図の作成）

対象	実施主体	取組内容
全域	県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて計画規模降雨による漫水想定区域図等を更新する。 ・管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等を作成し、公表する。（新規）

6. 減災対策

6-1 漫水が想定される区域の対策

(1) 漫水想定区域図の作成

県は、管理する全ての河川の想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図を作成しており、河川整備基本方針の見直しや洪水調節施設の整備、土地利用の大規模な変更等により必要と認められる場合は適宜見直すこととする。

なお、県は、漫水想定区域図を「地域の風水害対策情報（CG ハザードマップ）」に掲載し、県民に周知する。



図 6-1 地域の風水害対策情報（CG ハザードマップ）

※CG ハザードマップ：県民の防災意識の向上を図り、災害時により的確に行動できることを目的として、風水害（洪水、土砂災害、津波、高潮）の危険度（浸水エリア、危険箇所、浸水実績等）や避難に必要な情報等を表示。<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

表 6-1 取組一覧（漫水想定区域図の作成）

対象	実施主体	取組内容
全域	県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて計画規模降雨による洪水浸水想定区域図等を更新する。 ・管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等を作成し、公表する。（新規）

旧

新（令和3年3月）

(2)ハザードマップの作成・配布

市町は、県から提供された計画規模降雨における「浸水想定区域図」を基に、避難所の位置等の防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成し、配布している。

市町は、県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による浸水想定区域図等が作成された場合は、ハザードマップの作成について検討する。また、県は、市町のハザードマップ作成を支援する。

表 6-2 計画地域のハザードマップ作成年月（計画規模降雨）

市町名	ハザードマップ作成年月	ハザードマップ更新年月
相生市	平成 18 年 3 月	平成 29 年 3 月
たつの市	平成 18 年 3 月	平成 25 年 3 月
赤穂市	平成 18 年 3 月	平成 23 年 3 月
宍粟市	平成 21 年 3 月	平成 27 年 10 月
上郡町	平成 19 年 3 月	平成 29 年 3 月
佐用町	平成 18 年 11 月	平成 29 年 3 月

表 6-3 取組一覧（ハザードマップの作成・配布）

対象	実施主体	取組内容
全域	県	・市町の想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ作成を支援する。（新規）
	市町	・県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による浸水想定区域図等が作成された場合は、ハザードマップの作成について検討する。（新規）

(2)ハザードマップの作成・配布

市町は、県から提供された想定最大規模降雨における「**洪水**浸水想定区域図」を基に、避難所の位置等の防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成し、配布している。

表 6-3 取組一覧（ハザードマップの作成・配布）

対象	実施主体	取組内容
全域	県	・市町の想定最大規模降雨による 洪水 浸水想定区域図に基づくハザードマップ作成を支援する。
	市町	・県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による 洪水 浸水想定区域図を作成する。

旧

新（令和3年3月）

(3) 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ

市町は、県から提供された計画規模降雨における「浸水想定区域図」を基に、避難所の位置等の防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成し、配布している。

市町は、県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による浸水想定区域図等が作成された場合は、ハザードマップの作成について検討する。また、県は、市町のハザードマップ作成を支援する。

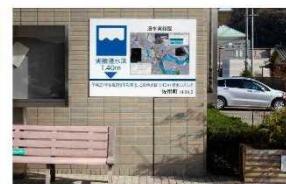
表 6-4 計画地域の実績浸水深表示板設置数

市町名	表示板設置数
赤穂市	1箇所
佐用町	5箇所

※平成30年3月時点



[S51 災害・赤穂市役所]



[H21 災害・佐用町上月庁舎]

写真 6-1 実績浸水深表示板

表 6-5 取組一覧（まるごと・まちごとハザードマップ）

対象	実施主体	取組内容
全域	県	・市町の想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく、まるごと・まちごとハザードマップ作成を支援する。（新規）
	市町	・県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による浸水想定区域図等が作成された場合は、まるごと・まちごとハザードマップの作成について検討する。（新規）

※まるごと・まちごとハザードマップ：平常時から洪水時の危機管理意識の形成を図ること等を目的に実績浸水深や最寄りの避難所の情報をまちなかに表示

(3) 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ

市町は、県から提供された想定最大規模降雨における「**洪水**浸水想定区域図」を基に、避難所の位置等の防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成し、配布している。

市町は、県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による**洪水**浸水想定区域図等が作成された場合は、ハザードマップの作成について検討する。また、県は、市町のハザードマップ作成を支援する。

表 6-4 計画地域の実績浸水深表示板設置数

市町名	表示板設置数
赤穂市	1箇所
佐用町	5箇所

※平成30年3月時点



[S51 災害・赤穂市役所]



[H21 災害・佐用町上月庁舎]

写真 6-1 実績浸水深表示板

表 6-5 取組一覧（まるごと・まちごとハザードマップ）

対象	実施主体	取組内容
全域	県	・市町の想定最大規模降雨による 洪水 浸水想定区域図に基づく、まるごと・まちごとハザードマップ作成を支援する。（新規）
	市町	・県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による 洪水 浸水想定区域図等が作成された場合は、まるごと・まちごとハザードマップの作成について検討する。（新規）

※まるごと・まちごとハザードマップ：平常時から洪水時の危機管理意識の形成を図ること等を目的に実績浸水深や最寄りの避難所の情報をまちなかに表示

旧

新（令和3年3月）

改定履歴

改定年月	主な改定内容
計画策定： 平成 25 年 3 月	—
第1回改定： 平成 29 年 3 月	●中間見直し ・モデル地区の取組の見直し
第2回改定： 平成 30 年 3 月	・各種データの更新 ・水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の取組の追加 ・中上流部における緊急的な取組の追加

改定履歴

改定年月	主な改定内容
計画策定： 平成 25 年 3 月	—
第1回改定： 平成 29 年 3 月	●中間見直し ・モデル地区の取組の見直し
第2回改定： 平成 30 年 3 月	・各種データの更新 ・水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の取組の追加 ・中上流部における緊急的な取組の追加
第3回改定： 令和 3 年 3 月	河川対策アクションプログラムに基づく事前防災対策の推進等を追記